

平成 2 8 年 6 月 2 7 日

文化庁著作権課 御中

## 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備に関する ヒアリングにおける当協会の意見

一般社団法人 日本書籍出版協会

### 1. 権利制限規定に関する当協会の基本的な考え方

著作物が多岐にわたる手段によって、多方面で利用されていくことは望ましいことではあります。しかし、利用のしやすさばかりを優先したところで、良質な著作物が新たに生み出されていかなければ、イノベーションの活性化に対する効果は一時的なものに止まるに過ぎないと言わざるを得ません。日本が知財立国を目指すのであれば、良質な著作物が新たに生み出されていく創造サイクルこそが重視されなければならないと考えます。

出版メディアは、著作物を生み出し、流通させるメディアとして最も古くかつ市場規模も大きいものであり、出版メディアが維持発展していくことと、著作者が適切な評価・対価を得ながら創作活動を続けていくことは表裏一体であると言えます。

著作権の制限は、本質的に著作者が評価・対価を得る機会を減ずるものであり、場合によっては創造サイクルを害する恐れがある施策でもあります。権利制限のあり方について議論をするのであれば、この危険性に十分に配慮したものでなければなりません。

### 2. 権利制限規定の柔軟性を高めることの効果と影響について

「柔軟性」がどのようなものなのか、その概念が必ずしも共有されているとは考えにくいいため回答が難しいところですが、これが、米国のフェアユース規定同様の権利制限規定が念頭に置かれているのであれば、それは日本にはそぐわない制度であると考えます。「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備」を行う核心は、利用者が委縮することなく適法性を確信し事業を行っていくことにあると考えられますが、米国において著作物を利用したイノベティブな取り組みの多くが、フェアユースの成否を争って大規模かつ長期間の裁判案件となっていることを看過してはならないでしょう。付言するなら、訴訟となった案件の多くが和解によって解決し、著作権使用料を支払う形で決着していると聞きます。抽象的な基準の導入は人によって判断や解釈が大きく異なる事態を招来し、そ

のために余分な労力や社会的費用を費やすことになり、健全なビジネスとはかけ離れた状況が続出するだけだと思えます。

権利侵害でないことを明確にするためには、裁判例が蓄積されていくこと、または現行の制限規定のように具体的な事例を想定し、権利者と利用者の理解のもとに立法による解決を図るほかありませんが、現在の日本において特に著作権侵害に対する司法判断はまだその環境が整っているとは言いがたく、それを前提とした権利制限の導入が目的解決の手段として妥当だとは考えられません。

なお、著作権に関する立法は、ベルヌ条約等の国際条約に合致することが求められていますが、権利制限の具体的な内容によっては、条約に抵触する可能性があることも考慮すべきです。

また、日本においては、複製利用に対し著作権者が十分な報酬を得られるための制度等の整備が進んでいるとは言えず、侵害が発生しても現実には権利者側が泣き寝入りをしなければならないことも多い現状を考えると、スリーステップテストにいう「通常の利用を妨げない」「正当な利益を不当に害しない」という評価をゆがめた、不当な利用が横行する恐れも大きいと存じます。

### 3. WTで挙げられたサービスについて

出版は、著作物その他の情報を出版物として加工し、利用者に対し可読性のあるものとして直接的または間接的に提供するサービスだと言えます。従って、著作物等を権利制限によって可読性のある形態で提供することは、基本的に出版市場に影響を及ぼす行為となります。検討事項(1)及び(2)の結果表示としてのスニペット等の部分利用を全否定するものではありませんが、「軽微な利用」とは量によって判断が可能な概念ではなく、例えば辞書・事典の一項目や俳句・短歌等であれば、一行あるいは数行程度の表示であっても、検索結果等の表示自体が著作物の十分に満足できる利用となり正規な利用を阻害するおそれがあります。また、著作物にとって重要な部分が表示されることによっても同様の危険が生じる可能性があります。検索結果等の表示であったとしてもそれが著作物の表示を伴うものである限りは、その範囲について合理的な制約が行われるべきであり、利用に関する予見可能性を高める具体的な指針の策定が必要であると考えます。

出版において、検討事項(1)乃至(4)についての著作物の収集・蓄積(複製)に対応するライセンス等の市場は形成されていません。これまでも、個別の利用要請が寄せられ契約に基づく提供が行われているケースはありますが、市場を形成しうるような定型化された具体的な要請(ニー

ズ) がなかったことが主たる理由です。とはいえ、これらのサービスを実現していく上で、多量の著作物の収集が必要なことは理解できるどころであり、著作物そのものの表示等の利用を伴うものでない限りは、これらの収集行為をある程度権利制限の対象とすることはやむを得ないと考えます。ただし、収集行為により著作物のデジタルデータによる大量の蓄積が行われることから、その保全ならびにデータの流出や違法な利用については、十分な制度上の対策が求められるべきです。

なお、これらの検討事項について、上記の対応を行う方策としては、現行著作権法第47条の6等を見直すことで必要かつ十分であると考えます。

以 上